

利 用 上 の 注 意

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の期日

平成15年工業統計調査は、平成15年12月31日現在で実施した。

3 調査の範囲

調査の範囲は、日本標準産業分類の大分類F - 製造業に属する事業所（国に属する事業所を除く。）である。

4 調査の種類

(1) 甲調査 従業者30人以上の事業所を対象とする。

(2) 乙調査 従業者29人以下の事業所を対象とする。

5 集計項目の説明

(1) 事業所数

調査日現在の事業所の合計をいう。

「事業所」とは、工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものである。

(2) 従業者数

平成15年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族労働者数との合計である。

(3) 製造品出荷額等

平成15年の1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額及びその他（冷蔵保管料、新聞広告料、製造工程からでたくず、廃物等）の収入額の合計をいう。

(4) 製造品在庫額等

事業所が保有する製造品在庫額、半製品及び仕掛品の合計をいう。

(5) 原材料使用額等

平成15年の1年間における原材料、燃料、電力の使用額及び委託生産費の合計をいう。

(6) 現金給与総額

平成15年の1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の額（退職金、臨時・日雇賃金等）の合計をいう。

(7) 有形固定資産

事業所で繰り返し使用する有形の財産で、土地並びに建物、構造物、機械装置、車両、運搬具及び耐用年数1年以上で20万円以上の工具、器具、備品等をいう。

(8) 内国消費税額

消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の合計をいう。

(9) 生産額

次の算式で算出するが、従業者10～29人事業所は、西暦の末尾が0、5年しか在庫額を調査しないので、これ以外の年は製造品出荷額を生産額とする。

・30人以上(甲) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額)
+ (半製品及び仕掛品年末額 - 半製品及び仕掛品年初額)

- ・ 10～29人(乙) = 製造品出荷額等 + (年末在庫額 - 年初在庫額)
- ・ 9人以下(乙) = 製造品出荷額等

(10)付加価値額

次の算式で算出するが、従業者10～29人事業所は、西暦の末尾が0, 5年しか減価償却費を調査してないので、これ以外の年は減価償却額を除いた粗付加価値額を付加価値額とする。

- ・ 30人以上(甲) = 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額 + 減価償却額)
- ・ 10～29人(乙) = 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額 + 減価償却額)
- ・ 9人以下(乙) = 生産額 - (原材料使用額等 + 内国消費税額)

(11)設備投資額(有形固定資産投資総額)

設備投資額 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の増減差額

6 産業分類の表示

- (1) 「日本標準産業分類」の改訂に伴い、平成14年調査からすべての品目番号が下記のとおり変更になりました。

産業中分類	旧品目番号	新品目番号	主な品目の新設等	
食料品	12 →	09	塩干・塩蔵品の新設	
飲料・たばこ・飼料	13 →	10		
繊維工業品	14 →	11	集成材の新設	
衣服・その他の繊維製品	15 →	12		
木材・木製品	16 →	13		
家具・装備品	17 →	14		
パルプ・紙・紙加工品	18 →	15		
印刷・同関連品	19 →	16		
化学工業製品	20 →	17		
石油製品・石炭製品	21 →	18		
プラスチック製品	22 →	19		
ゴム製品	23 →	20		
なめし皮・同製品・毛皮	24 →	21	炭素繊維の新設	
窯業・土石製品	25 →	22		
鉄鋼	26 →	23		
非鉄金属	27 →	24		
金属製品	28 →	25		
一般機械器具	29 →	26		真空装置の新設
電気機械器具	30 →	27		電気機械器具の分割等
情報通信機械器具	→	28		"
電子部品・デバイス	→	29		"
輸送機械器具	31 →	30		
精密機械器具	32 →	31		
武器	33 →		武器を32その他の製品へ移行 貴金属製品の分割等	
その他の製品	34 →	32		

(2) この改訂により、下記の事業所が対象外になりました。

対象外になった事業所	旧	新
新聞業 及び 出版業	製造業	情報通信業
もやし製造業	製造業	農業

(3) 本書では産業分類（中分類）を次のように省略して掲載している。

省略表示	日本標準産業分類 F - 製造業（中分類）
09 食料品	09 食料品製造業
10 飲料・飼料	10 飲料・たばこ・飼料製造業
11 繊維	11 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
12 衣服	12 衣服・その他の繊維製品製造業
13 木材	13 木材・木製品製造業（家具を除く）
14 家具	14 家具・装備品製造業
15 パルプ・紙	15 パルプ・紙・紙加工品製造業
16 印刷	16 印刷・同関連産業
(17) 化学	17 化学工業
(18) 石油・石炭	18 石油製品・石炭製品製造業
19 プラスチック	19 プラスチック製品製造業
20 ゴム製品	20 ゴム製品製造業
21 皮革	21 なめし皮・同製品・毛皮製造業
22 窯業・土石	22 窯業・土石製品製造業
(23) 鉄鋼	23 鉄鋼業
(24) 非鉄金属	24 非鉄金属製造業
(25) 金属製品	25 金属製品製造業
(26) 機械	26 一般機械器具製造業
(27) 電気機器	27 電気機械器具製造業
(28) 情報通信	28 情報通信機械器具製造業
(29) 電子部品	29 電子部品・デバイス製造業
(30) 輸送機器	30 輸送用機械器具製造業
(31) 精密機器	31 精密機械器具製造業
32 その他	32 その他の製造品

(注)()は重化学工業、それ以外は軽工業を示す。

7 その他

(1) 表中の符号は、次のとおり。

「 - 」 . . . 皆無又は該当無し

「 0.0 」 . . . 単位に満たない数値

「 」 . . . マイナス

「 X 」 . . . 1又は2の事業所に関する数字であり、ここの事業所の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所。また、3以上の事業所に関する数字でも1又は2の事業所の数字が前後の関係から判明する場合は、Xで表した。

(2) 表及びグラフの構成比、増減率等については、小数点以下第2位を四捨五入し、単位金額は表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

(3) この報告書は、経済産業省が平成15年12月31日現在で実施した「工業統計調査」(指定統計第10号)の本市分を独自に集計したものであるため、経済産業省及び群馬県が公表した「平成15年工業統計表」の数値と相違することがある。